



平成 25 年 10 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク  
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 出 斉  
(コード番号：3658 東証マザーズ)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 部 長 磯 江 英 子  
(TEL. 03-3518-9544)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 4 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社プレスリリース「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達の目的】

当社は、創業者（現取締役会長）鈴木雄介が出版社勤務時代に、返本の山が断裁・焼却されることに地球環境への影響を危惧し、「SAVE TREES!」を事業コンセプトに打ち立て、電子書籍による解決を目指して平成 12 年 5 月に設立し、急速に普及しているスマートフォン及びタブレット端末並びにパソコン向けに、業界最大級の品揃えを誇るコミックを中心とした電子書籍の販売事業を行っております。

現在、当社が属する電子書籍市場は、市場の拡大に伴って新規の参入企業も多く、競争が激化しております。このような状況下において、当社は市場での優位性を確保し、企業としての成長を高めるため、「使いやすさ、読みやすさ、蔵書の楽しみの改良」、「サービスの拡充」、「新規顧客の獲得」及び「システムの増強及びセキュリティ強化」等の取組みを実施しております。

今般の調達資金は、当社のソフトウェア及びハードウェアへの設備投資資金に充当する予定であり、これにより上記の取組みを一層加速させてまいります。

また、当社株主による売出しを実施することにより、株式分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。なお、当社は売出人である鈴木雄介、小出斉、高嶋晃、磯江英子、村上聡、鈴木正則及び水野治之より、今般の売出しによる手取金の一部を当社のストックオプションを行使する際の払込資金に充当する予定である旨報告を受けております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

**1. 公募による新株式発行（一般募集）**

- |      |  |  |
|------|--|--|
| (1)  | 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 129,000株  |
| (2)  | 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年10月15日（火）から平成25年10月18日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。   |
| (3)  | 増加する資本金及び資本準備金の額                                       | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4)  | 募集方法   | 一般募集とし、大和証券株式会社、いちよし証券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び株式会社SBI証券（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5)  | 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6)  | 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7)  | 払込期日   | 平成25年10月25日（金）   |
| (8)  | 申込株数単位   | 100株   |
| (9)  | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、 | 当社代表取締役社長に一任する。  |
| (10) | 前記各号については、   | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |

**2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）**

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 331,000株  |
| (2) | 売出人及び売出株式数 | 鈴木 雄介 187,000株<br>小出 齊 70,000株<br>高嶋 晃 30,000株<br>磯江 英子 20,000株<br>村上 聡 15,000株<br>鈴木 正則 7,000株<br>水野 治之 2,000株  |
| (3) | 売出価格       | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) | 売出方法       | 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 25 年 10 月 28 日 (月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 69,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、69,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 69,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成 25 年 11 月 19 日 (火)
- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 11 月 20 日 (水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) 記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、69,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年10月4日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式69,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成25年11月20日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年11月15日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	4,408,200株	(平成25年9月30日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	129,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	4,537,200株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	69,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	4,606,200株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

### 3. 調達資金の用途

#### (1) 今回調達資金の用途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限390,772,000円について、全額を平成28年1月末までに設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は平成27年1月末までに書籍電子化の外注に係る資金に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画による平成28年1月末までの投資予定金額は、平成25年10月4日現在、電子書籍販売用ウェブサイト及び電子書籍閲覧用ブックリーダーの改良等に伴うシステムのリニューアル、機能追加及び改修に係るソフトウェアへの投資として270,000,000円、電子書籍利用者増加に伴うトラフィック量増加に対応す

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

るためのサーバーの新設及び増強、電子書籍販売用ウェブサイトのリニューアルに伴うサーバーの新設及び増強並びに災害時等に対応するためのバックアップ機器の導入に係るハードウェアへの投資として140,000,000円を予定しております。

(2) 前回調達資金の用途の変更  
該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響  
今回の調達資金を設備投資資金に充当することにより、当社の中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

#### 4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、創立以来現在に至るまで、内部留保を図ることによって、財務体質の強化と積極的な事業展開に備えるために、利益配当は実施しておりません。また、当社は現状、事業の拡大過程にあり、内部留保の充実を優先とする方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、毎事業年度における配当回数について、剰余金の配当は、配当を行う場合においても中間配当は行わず、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

前記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年1月期	平成24年1月期	平成25年1月期
1株当たり当期純利益	5,073.51円	201.07円	62.19円
1株当たり年間配当金	—円	—円	—円
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	36.5%	68.9%	27.0%
純資産配当率	—%	—%	—%

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

2 実績配当性向及び純資産配当率は、当該3決算期間において配当を行っていないため記載していません。

3 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（新株予約権控除後の純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。

4 平成24年1月期の数値は、平成23年8月30日付株式分割（平成23年8月11日開催の取締役会において決議され、効力発生日は平成23年8月30日。1株を100株に分割。以下同じ。）が平成24年1月期の期首にあったものとして記載しています。また、平成25年1月期の数値は、平成24年11月1日付株式分割（平成24年10月10日開催の取締役会において決議され、効力発生日は平成24年11月1日。1株を2株に分割。以下同じ。）が平成25年1月期の期首にあったものとして記載しています。

#### 5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社は、旧商法及び会社法に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（4,606,200株）に対する下記の交付株式残数の比率は10.06%となる見込みであります。

（注）下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成25年9月30日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成17年4月13日	36,200株	500円	250円	自 平成18年6月1日 至 平成26年4月20日
平成21年12月4日	201,000株	600円	300円	自 平成23年12月5日 至 平成31年12月2日
平成22年4月22日	140,000株	600円	300円	自 平成24年4月24日 至 平成32年4月21日
平成22年4月22日	15,000株	600円	300円	自 平成22年4月24日 至 平成32年4月23日
平成22年4月22日	60,000株	600円	300円	自 平成22年4月24日 至 平成32年4月23日
平成24年4月26日	8,600株	1,177円	589円	自 平成27年5月26日 至 平成34年4月25日
平成24年4月26日	2,600株	1,177円	589円	自 平成27年5月26日 至 平成34年4月25日

### （3）過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成23年10月27日	139,840千円	169,920千円	69,920千円	（注）1
平成23年11月30日	20,976千円	186,583千円	86,583千円	（注）2

（注）1 有償一般募集（ブックビルディング方式）

2 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年1月期	平成24年1月期	平成25年1月期	平成26年1月期
始 値	—円	1,700円	2,200円 □1,760円	1,563円
高 値	—円	2,400円	3,600円 □1,960円	4,145円
安 値	—円	1,286円	1,578円 □1,400円	1,315円
終 値	—円	2,191円	3,485円 □1,588円	2,411円
株価収益率	—倍	10.9倍	25.5倍	—倍

（注）1 当社株式は、平成23年10月28日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。

2 平成25年1月期の株価の□印は、平成24年11月1日付株式分割による権利落後の株価であります。

3 平成26年1月期の株価については、平成25年10月3日現在で記載しています。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 4 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。平成24年1月期の1株当たり当期純利益は、平成23年8月30日付株式分割が平成24年1月期の期首にあったものとして算定しています。また、平成25年1月期の1株当たり当期純利益は、平成24年11月1日付株式分割が平成25年1月期の期首にあったものとして算定しています。なお、平成26年1月期については未確定のため記載していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である鈴木雄介、小出斉、高嶋晃、磯江英子、村上聡、鈴木正則及び水野治之は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行並びに業務提携に伴い当該業務提携の相手方を割当先とする当社株式の交付（ただし、交付される当社株式の数が平成25年10月25日の最終の当社発行済株式総数の5%未満である場合に限る。）を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。